

車両電気配線装置製造業に係る業務に係る皆さんへ

最低工賃が改正されました

平成 30 年 11 月 18 日から、三重県車両電気配線装置製造業（ワイヤーハーネス）

最低工賃が下記のとおり改正されました。

- 1 適用する家内労働者 三重県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 上記の家内労働者に下記の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額 下の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせる。		1 個につき 80 銭
カプラー差し	カプラーに電線の端末に取り付けられた端子を差し込む。	長さが 500mm 以下の電線について行うもの。	1 本につき 58 銭
		長さが 500mm を超え 1,500mm 以下の電線について行うもの。	1 本につき 66 銭
		長さが 1,500mm を超える電線について行うもの。	1 本につき 76 銭
仮巻き	カプラー差しを終えた長さ 1,500mm を超える電線を次工程へ送るため仮に束ねる。		8 本以下のもの 1 本につき 32 銭
			9 本目から本数 1 本につき 24 銭
外装テーピング	集束線の外装を保護するためテープを 2 分の 1 重ねて巻き付ける。		使用テープ 1 m につき 3 円 24 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れる。	15cm を超え 50cm 以下のチューブについて行うもの。	チューブ 1 本につき 80 銭

お問い合わせは、三重労働局賃金室 TEL059-226-2108

又は最寄の三重労働局管下の各労働基準監督署へ